

ときわ湖水ホール・アクティブ・サマー イベント募集要項

1. 募集内容

夏季の閑散期におけるときわ公園の新たなにぎわい創出を目的に、下記の期間内に実施するときわ湖水ホール(大展示ホール;別紙1)を活用した、市民が参加・体験できる魅力的なイベントを募集します。(例:ワークショップ、展覧会、体験会、マルシェ等)

令和8年8月10日(月)～8月23日(日)

会場使用時間 原則9:00～17:00

(搬入・準備および搬出・清掃・原状回復の時間を含む。)

2. 募集期間

令和8年5月13日(水)8:30～5月26日(火)17:00まで

★上記期間以降は、開催が決定していない日程においてのみ、先着順で受付を行う。

3. 申込条件

- ・本募集は、閑散期における新たなにぎわい創出を目的とし、採択団体には、本イベントの開催を通じて企画・運営ノウハウを蓄積し、受益者負担を原則とした自立的な事業化・継続開催を目指すこと。なお、これまで、ときわ湖水ホールにおいて開催実績のない新たなイベント開催を優先します。
 - ・広く市民等の誘客が見込めるイベント等の企画・運営を行う団体、個人であること。
 - ・1日あるいは2日間程度で実施可能なイベントであること。
 - ・暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
 - ・特定の政党もしくは宗教又は公選の選挙の候補者の支持に関係のある個人及び団体でないこと。
 - ・イベントの趣旨が公序良俗に反せず、別紙2に示す事項を遵守できること。
 - ・特定の企業や店舗等の単なる販売促進(チラシ配布や勧誘等含む)とならないもの。
 - ・物品や飲食物の販売を含む場合は、事前に必ず職員と協議し、衛生管理や販売許可等の条件を遵守すること。なお、飲食物の販売を行う場合は、湖水ホールレストランに配慮した出品内容とし、必要に応じて、都市公園内行為(変更)許可申請書を提出し、許可を受け、必要な使用料を負担すること。
 - ・開催にあたり、十分な安全対策と事後の清掃及び原状回復が行えること。万が一の事故に備え、必要に応じてイベント保険等への加入を推奨する。施設、備付物品の毀損等が発生した場合は、使用者の責任において原状回復または損害賠償を行うものとする。
- ※市は、イベント開催に係る事故等については、一切の責任を負いません。

4. 支援の内容

提出された申込書に基づき受付順に内容を確認・日程調整を行いますが、イベントの内容が本事業の趣旨(にぎわい創出・自立運営への意欲等)に合致しないと判断される場合、または施設管理上の懸念がある場合は、修正を求め、改善が見られない場合は採択を見送ることがあります。なお、採択された団体は、後日、公園施設使用(変更)許可申請書を提出し、正式に使用許可書の交付を受ける必要があります。また、採択決定後、やむを得ない理由によりキャンセルす

る場合は、速やかに宇部市へ連絡すること。無断キャンセル等は、今後の利用を制限する場合があります。

採択したイベントについて以下の支援を行います。

(1)施設使用料の免除

イベント実施にかかるときわ湖水ホールの施設使用料（空調設備使用料を含む）を全額免除します。

(2)イベントのPR

ときわ公園公式ウェブサイトやときわ公園内のイベント情報等をお知らせする冊子「ときわ公園ニュース」などにより、イベントを告知します。

※受付順に内容を確認・日程調整を行い、既に他イベントの開催が決定している日程や

「3. 申込条件」に合致しない場合は受付をお断りする場合があります。予めご了承ください。

5. 申込方法

「ときわ湖水ホール・アクティブ・サマー イベント申込書」に必要事項を記入の上、FAX 又は電子メールにより、「6. 問合せ及び書類提出先」に提出してください。なお、電子メールにより提出する場合は、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。※応募書類は返却いたしません。

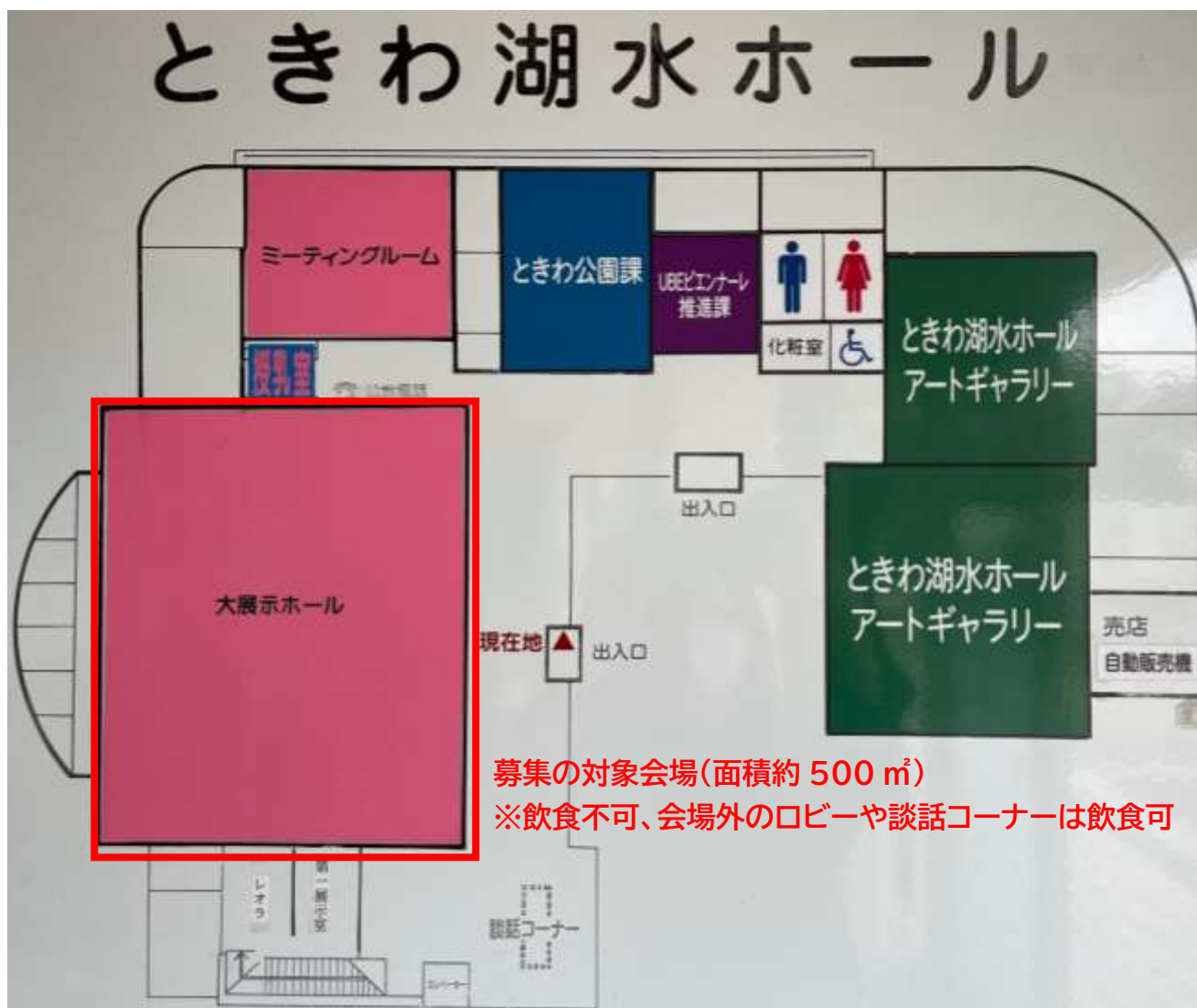
6. 問合せ及び書類提出先

宇部市観光スポーツ文化部 ときわ公園企画課

〒755-0001 山口県宇部市大字沖宇部254番地（ときわ湖水ホール内）

電話 0836（54）0551 FAX 0836（51）7205

電子メール tokiwakouen@city.ube.yamaguchi.jp



ときわ湖水ホールの概要、位置は以下ときわ公園ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.tokiwapark.jp/etc/kosuihall.html>

会場写真



施設使用にあたって遵守事項

1 行為の制限

宇部市都市公園条例第3条及び第4条に基づくほか、利用者の秩序を維持するため遵守事項について、以下のとおりとする。

- (1) 大展示ホールでは、一度に、400人を超える人員を収容しないこと。
- (2) 一般利用者に配慮し、混雑時等、必要な誘導員や整理員を置き、入館者の整理を行うこと。
- (3) 備付備品や器具の取り扱いに注意し、毀損等しないこと。
- (4) ときわ公園内での喫煙をしないこと。
- (5) 許可を受けずに火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けずに各種展示、はり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 許可を受けた設備器具以外のものを使用しないこと。
- (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物を携帯しないこと。
- (9) 施設使用により生じたごみは、使用者が責任をもって持ち帰ること。
- (10) 使用開始前に職員との打合せを十分行うこと。
- (11) 演奏会等音を発する行事の場合は、防音の観点から大展示ホール以外では行わないこと。
- (12) 原則として食事を目的とした使用は許可しない。ただし、事前に職員に相談の上、お茶、弁当類については許可することができる。なお、臭いを含め、施設が汚損した場合は、使用者の責任で現状復旧すること。
- (13) その他職員の指示に従うこと。

2 行為の禁止

宇部市都市公園条例第5条及び第6条第1項のほか、湖水ホールにおいて、次に掲げる行為については禁止するものとする。

- (1) 火薬類、火気類を持ち込むこと。
- (2) 施設、備付物品を損傷し、若しくは滅失し、若しくはこれに危害を加えること。
- (3) 泥酔して入館すること。
- (4) 宣伝広告(チラシの配布や勧誘等)をすること。
- (5) 紙くずその他汚物を捨てること。
- (6) 大きな音の出るもの(拡声器等)や無線機を使用すること。
- (7) 伝染疾患のあるものが使用すること。
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行為をすること。
- (9) 他人に迷惑又は危険を及ぼす行為をすること。
- (10) その他管理上必要な指示に従わないこと。

3 その他管理

- (1) 施設が公の施設であることを考慮し、誰もが利用しやすい環境を保持するとともに、保健衛生の管理に努めなければならない。
- (2) 使用者が、設備又は備品を亡失し、破損し、又は汚損したときは、市長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償させなければならない。ただし、不可抗力その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 使用者が大幅な形状変更または著しい騒音を発生するおそれのあるときは、使用後の会場の原状回復（臭いを含む）または騒音防止等の秩序の維持をするように、使用者は市の指導に従わなければならない。